

東京の福祉保健の新展開

2012

◆ 東京都

はじめに

- 平成 18 年 2 月、東京都福祉保健局は、「福祉改革」「医療改革」をさらに前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継いでいくため、福祉・保健・医療分野の基本方針として「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定しました。
- 現在、東京は、かつて経験したことの無いほど急速に少子高齢化が進展しており、3 年後には 65 歳以上の高齢者が 310 万人を超える、そのうち 75 歳以上の高齢者が約半数を占め、人口の 1 割を上回ると見込まれています。
- また、昨年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、災害時における医療機能の確保や高齢者、障害者など災害要援護者への支援など、これまでの取組をさらに強化する必要性が明らかになりました。
- このような中で、将来世代に確かな「安心」を引き継ぐためには、これまでの福祉改革、医療改革の成果を踏まえ、中長期的な視点に立って福祉・保健・医療サービスの充実に取り組むとともに、社会経済環境の急激な変化や震災等の緊急・突発的な事態にも迅速かつ的確に対応し、実効性のある施策の展開を図る必要があります。
- 福祉保健局では、社会状況の変化に合わせた事業展開を明らかにするため、平成 19 年度以降、「東京の福祉保健の新展開」を取りまとめ、毎年度発表してきました。
- 昨年 12 月、都は、「10 年後の東京」計画が折り返しの時期を迎えたこと、また、東日本大震災後の新たな社会経済状況を踏まえ、「2020 年の東京」計画を策定し、東京が大震災を乗り越えて発展を続け、日本を牽引していく道筋を提示しました。同時に、これを着実かつ迅速に実施するため「『2020 年の東京』への実行プログラム 2012」を策定しました。
- 「東京の福祉保健の新展開 2012」は、都が目指す都市像の実現に向け、福祉保健局が所管する施策のうち、平成 24 年度に重点的に取り組む事業を分野別に取りまとめたものです。
- 今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開し、「福祉・健康都市」の充実を図っていきます。

平成 24 年 2 月
東京都福祉保健局

**誰もが地域で安心して暮らすことができる
大都市東京の実現**

誰もが地域で安心して暮らすことができる 大都市東京の実現を目指します

(都における「福祉改革」「医療改革」への取組)

- 都は、これまで、「利用者本位の新しい福祉」、「患者中心の医療」という、福祉・保健・医療サービスを利用する人の主体的な選択を重視した、さまざま改革を進めてきました。
- 福祉分野では、平成 12 年に介護保険制度が、平成 15 年には障害者の支援費制度が導入されるなど、「措置制度」から「契約制度」へとサービスの利用のしくみが大きく変化する中で、「東京都福祉改革推進プラン」(平成 12 年)、「TOKYO 福祉改革 STEP2」(平成 14 年) を発表。「選択」「競い合い」「地域」の三つのキーワードを掲げ、多くの事業者が競い合って提供する多様なサービスの中から、利用者自らがサービスを選択し利用する「利用者本位の新しい福祉」の実現を目指す取組をスタートしました。
- 保健医療分野では、平成 12 年に「東京発医療改革」を発表。医療における透明性、信頼性、効率性の三つの不足を克服し、「365 日 24 時間の安全・安心」と「患者中心の医療」の実現を目指し、①救急・災害医療、小児・母子医療等を含めた「医療提供体制の変革」、②健康づくり、多様化する健康危機への機敏な対応等を目指す「健康管理体制の変革」、③患者中心の医療の実現等を目指す「サービス選択体制の変革」の3つの改革に取り組んできました。
- 平成 16 年 8 月に、少子高齢社会に対応し、健康に対する都民の安心を確保するため、福祉局と健康局を統合し、福祉保健局が発足。それまで以上に幅広い視点から都民生活を捉え、福祉・保健・医療施策を一体的・総合的に推進する体制が整いました。

(確かな「安心」を次世代に引き継ぐために)

- 平成 18 年 2 月、これまでの改革をさらに前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継ぐため、福祉・保健・医療の各分野を貫く基本方針である「福祉・健康都市東京ビジョン」を発表し、あらためて都の取組姿勢を明らかにしました。

○ そこでは、「時代は大きな転換点にある」との基本認識を示した上で、「新しい自立の実現」を目的に掲げるとともに、施策展開の視点として、①一人ひとりの「ライフステージと生活の全体」を捉えニーズを把握する、②大都市「東京」の特性を踏まえ、課題を克服し強みを活かす、③「民間の力」「地域の力」「行政の力」の三つの力を活かす、の3点を掲げています。

○ 以降、この「ビジョン」で示した方針を基本に、都の基本計画である「10年後の東京」計画や「『10年後の東京』への実行プログラム」を踏まえ、福祉・保健・医療に関わる各種の分野別計画を定め、施策を推進してきました。

(福祉・保健・医療をめぐる状況)

- 「ビジョン」の策定から6年が経過しましたが、この間に福祉・保健・医療をめぐる状況は大きく変化しています。
- 人口減少社会の到来は現実のものとなり、少子化傾向も依然として続いています。大都市部における急速な高齢化や単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加、生産年齢人口の減少など、人口構成や家族構成等の大きな変動がこれまで以上に進みつつあります。
- 福祉・保健・医療をめぐる環境では、小児科医・産科医等の医師不足と周産期・救急医療現場の疲弊、食品流通のグローバル化等を背景とした食に関する事件・事故の多発、平成21年に世界各地で発生した新型インフルエンザの大流行、厳しさが続く経済・雇用情勢など、さまざまな課題が発生しています。
- こうした中で、都は、医師確保対策の強化や小児救急・周産期医療体制の再構築、抗インフルエンザウィルス薬等の備蓄をはじめとする総合的な新型インフルエンザ対策の実施等に取り組んでいます。
- また、低所得者・離職者の生活安定に向けた支援策の充実、高齢者の新たな住まいの整備、障害者の地域生活支援や就労支援の充実、保育サービスの拡充、医療施設や福祉施設の耐震化の促進など、幅広く施策を展開しています。
- さらに、昨年発生した東日本大震災に対応するため、さまざまな取組を行っています。

(東日本大震災と福祉保健局の対応)

- 昨年3月11日に発生した東日本大震災は、東北3県を中心として未曾有の被害を発生させたのみならず、都民生活にも大きな影響を与えました。
　　福祉保健局では、福祉・保健・医療という人々の生活を直接支えるサービスを所管する局として、震災発生直後から、被災自治体等の要請に基づき、人的・物的両面から支援を行っています。
- 発災当日から、東京 DMAT（災害医療派遣チーム）をはじめとして、医療救護班、こころのケアチームや保健師チーム、児童相談所職員や介護・福祉職員など、各種の専門職員を、区市町村や民間からの協力も得て、被災地へ派遣しています。
- また、都の備蓄物資や購入物資に加え、企業・団体等から寄せられた義援物資を、震災翌日である3月12日から被災地に搬送しました。被災自治体からの要請は、毛布、食糧、飲料水、ベビー用品、介護用品、医薬品など多岐にわたり、多くの都民からも被災地を支援したいという声が寄せられたため、3月18日からは都民・企業・団体等からの義援物資の受付を開始しました。
- このほか、被災地からの人工透析患者の受け入れや、都民・企業等からの義援金の受付・配分、被災自治体への火葬支援などを行うほか、原子力発電所事故に対応して、放射能測定の実施やモニタリング体制の充実強化などに取り組んでいます。
- さらに、昨年5月に策定された「東京緊急対策2011」に基づき、被災地への支援と災害への対応力の強化も進めています。
- この緊急対策では5つの対策の柱を立てていますが、福祉保健局では、①首都東京の総合力を活用した被災者・被災地支援、②電力危機突破のための東京都の緊急対策（在宅療養患者への緊急時対応支援、高齢者の熱中症対策等）、③放射能の不安から都民や事業者を守る（放射能測定体制や情報提供体制の充実等）、④東京を高度な防災都市へと生まれ変わらせる（災害時の備蓄体制・輸送体制、自家発電設備整備、耐震化緊急対策等）の4つの対策に取り組んでいます。

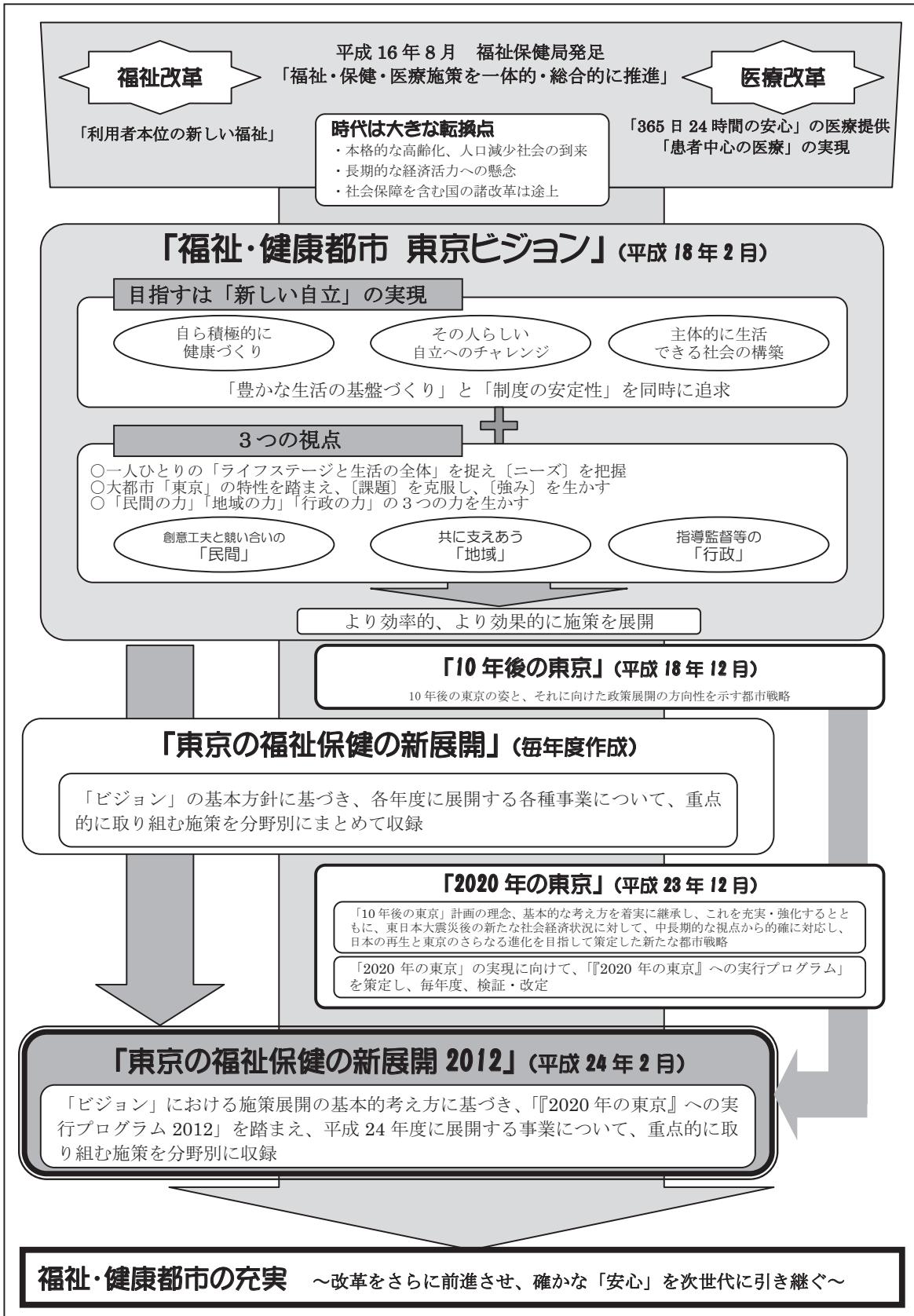
(誰もが地域で安心して暮らすことができる東京の実現)

- 東日本大震災から約1年が経とうとしていますが、震災が及ぼしたさまざまな影響に、引き続き対応していくとともに、今後の首都直下型地震等に備え、都の災害への対応力を高めていくことが必要です。
- 同時に、これまでと同様、都民生活を支えるため、地域ケア体制の構築、子供と

家庭に対する支援の充実、ライフステージを通じた健康づくりへの支援、食品表示の適正化や監視体制等の強化、ユニバーサルデザインの考え方方に立ったまちづくりなど、福祉・保健・医療施策を着実に推進していかなければなりません。

- 国においては、社会保障と税の一体改革をはじめさまざまな動きがあります。地域包括ケアを中心とする高齢者介護、子ども・子育て新システムの検討、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の見直し、医療保険制度や地方分権に向けた法改正など、福祉・保健・医療制度に関わる幅広い検討が進められています。
- 都においても、都税収入が大幅に減少するなど、財政は依然として厳しい状況にあり、我が国の景気の先行きに対する懸念により、今後の財政環境について、現時点では確かな見通しを持つことが困難な状況にあります。
- こうした中にあって、平成24年度は、大震災がもたらした都政を取り巻く大きな環境変化も踏まえつつ、誰もが安心して暮らすことができる都市を実現するため、区市町村、関係団体、事業者などと連携を図りながら、福祉・保健・医療施策を積極的に展開していきます。

福祉・健康都市の充実に向けて



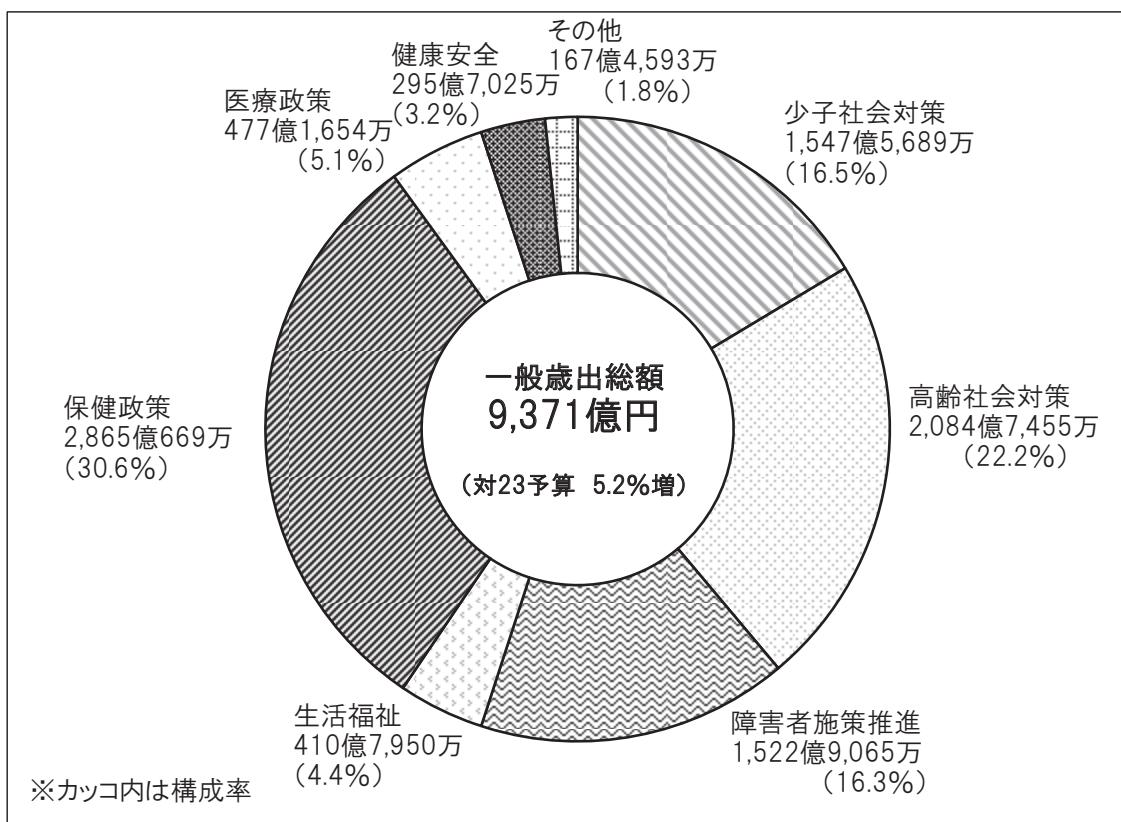
「2020年の東京」、「福祉・健康都市 東京ビジョン」と分野別計画



平成24年度福祉保健局予算(案)の概要

(単位:百万円、%)

科 目	24年度予算額	23年度予算額	増減額	増減率
福祉保健局予算(一般歳出)	937,141	890,772	46,369	5.2%
少子社会対策	154,757	151,696	3,061	2.0%
高齢社会対策	208,474	202,223	6,251	3.1%
障害者施策推進	152,291	160,548	-8,257	-5.1%
生活福祉	41,079	40,458	621	1.5%
保健政策	286,507	243,219	43,288	17.8%
医療政策	47,717	45,528	2,189	4.8%
健康安全	29,570	33,762	-4,192	-12.4%
その他	16,746	13,338	3,408	25.6%



〔特別会計予算の状況〕

(単位:百万円、%)

区 分	24年度予算額	23年度予算額	増減額	増減率
母子福祉貸付資金会計 貸付金	4,929	5,220	-291	-5.6%
心身障害者扶養年金会計 清算金等	6,812	7,065	-253	-3.6%

分野別の取組

分野別事業展開

平成24年度に展開する8分野の27重点施策

第1 【子供家庭分野】

子供が健やかに生まれ、育まれる社会を目指します

- 1 子育てと仕事の両立に向け、保育サービスを推進します
- 2 安心して子育てできるよう家庭を支援する取組を推進します
- 3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します

第2 【高齢者分野】

高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

- 1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します
- 2 地域生活を支える介護サービス基盤を充実します
- 3 サービスを支える介護人材の確保・定着を支援します
- 4 認知症に関する総合的な施策を推進します
- 5 健康長寿社会の実現に向けた医療的基盤を整備します

第3 【障害者分野】

障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

第4 【生活福祉分野】

都民の生活を支える取組を推進します

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します
- 2 福祉人材の育成・確保への取組を充実します
- 3 ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めます

第5 【保健分野】

ライフステージを通じた健康づくりを支援します

- 1 がん予防、健康づくり等の取組を充実します
- 2 自殺対策を総合的に推進します

第6 【医療分野】

誰もが安心して質の高い医療を受けることができる体制を整備します

- 1 迅速かつ適切な救急医療・災害医療を一層充実します
- 2 医療と介護が連携した在宅療養支援体制を強化します
- 3 がん医療の充実・疾病別の医療連携体制の構築を推進します
- 4 安心の小児医療・周産期医療体制を整備します
- 5 質の高い医療サービスを支える人材の確保に努めます

第7 【健康安全分野】

多様化する健康危機から都民を守ります

- 1 新型インフルエンザの流行に備え万全の対策を講じます
- 2 健康危機から都民を守る体制の強化を図ります
- 3 食品・医薬品の監視・検査体制の充実強化を図ります

第8 【横断的取組】

広域的な自治体としての役割を着実に果たします

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 区市町村への分権に着実に取り組みます